

## 特定戦災障害者等に対する特別給付金の支給等に関する法律の早期制定を求める意見書

太平洋戦争において、空襲や艦砲射撃あるいは沖縄地上戦により被害を受けた一般の民間戦災者に対しては、戦後 75 年を経た現在まで、何らの援護の措置も講じられていません。国の戦争行為の遂行によって生じた被害であることに鑑みれば、幸福追求権や平和的生存権の保障の観点から、国が何らかの補償措置を行う責務があると言えます。また、軍人・軍属等に限定された援護法が制定されていながら民間戦災者に対する措置がないことは、法の下での平等にも反するといえます。

本年 10 月 27 日、超党派の国会議員で構成される空襲議員連盟は、「特定戦災障害者等に対する特別給付金の支給等に関する法律案（仮称）」の要綱を確定し、各党の手續に付することを決定しました。

同法案要綱は、空襲等による民間戦災者に 50 万円の特別給付金を支給しようとするものであり、前文では、「戦後七十五年を迎えるに当たり、（中略）国としてその労苦に服いる」と立法の目的を明記している。また、支給対象者を、空襲等により身体の障害やケロイドを負った者のみならず、心理的外傷後ストレス障害を負った者にまで広げており、国籍条項も設けていない。認定手續については、厚生労働省に特定戦災障害者等認定審査会を置き、「医療、空襲等に係る歴史、障害者福祉等に関して優れた識見を有する者」を委員に任命するとしており、空襲等による被害に関する実態調査及び死亡した者への追悼の意を表す施設の設置も明記しています。

生存している民間戦災者は既に相当高齢に達していることに鑑みれば、これらの人々に対する援護の措置は一刻の猶予もできないことは明らかです。「戦後七十五年」と明記されていることから早期の成立が必要です。

よって国会及び政府においては、下記の事項について実現するよう強く求めます。

### 記


- 1 速やかに上記要綱に基づく「特定戦災障害者等に対する特別給付金の支給等に関する法律案（仮称）」を上程し、成立させること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和 2 年 12 月 18 日

北海道名寄市議会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣  
内閣官房長官



宛